

ごみ分別マスコットキャラクター 「エコひまちゃん」通信



問い合わせ

廃棄物対策担当（名寄庁舎 1 階）

☎01654③2111
（内線3123～3126）

ごみを出すときの注意事項

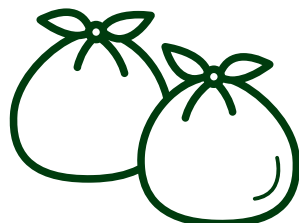
ごみは必ず収集日当日の午前
8 時 30 分までに出示してくださ
い。

収集車の通過後に出示されたご
みは収集できません。



ごみ袋は口を必ず縛ってくだ
さい。

結ばれていないもの、テー
プなどで留めているもの、袋
からごみが大きくはみ出してい
るものは回収できません。



風が強い日などは、出した
ごみが飛散しないようにして
ください。

ごみが周囲に飛んでしまうと近所迷惑になります。



ごみのポイ捨ては不法投棄であり、「犯罪」です！

空き地や道路などに、空き缶、たばこの吸い殻や弁当ガラなどのごみが捨てられていることがあります。ごみのポイ捨ては、「不法投棄」という「犯罪」です。不法投棄を発見した場合は、市民部廃棄物対策担当または名寄警察署（☎01654-2-0110）に連絡してください。

ポイ捨てされたごみは、本来ごみを捨てた人が片付けなければなりませんが、投棄した人が不明の場合は、土地の所有者（管理者）がごみを処分しなくてはなりません。

雑草などの除去や柵・看板の設置などの対策を講じ、不法投棄されないよう土地の管理をお願いします。

市では、環境美化の啓発のために啓発のぼりの配布、看板や監視カメラの貸し出しを行っています。

＜配布窓口＞ 名寄庁舎 1 階廃棄物対策担当（4 番窓口）
風連庁舎 1 階地域住民課（1 番窓口）
智恵文支所

環境美化の推進のため、皆様のご協力をお願いいたします。

